

## 被服等の貸与基準に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市職員被服貸与規程第10条に基づき、市民局における業務の形態により必要な被服等を職員（嘱託職員を含む。以下同じ。）に貸与する場合の基準等を定めるものとする。

### (被服の種類及び対象業務等)

第2条 貸与する被服等の種類及び貸与対象業務の種別は、別表で定める。

### (貸与基準)

第3条 所属長は、次の各号の一に該当する場合は、職員に被服等を貸与することができる。

- (1) 職員が前条に規定する業務に新たに就いたとき
- (2) 貸与した被服等が著しく損傷又は汚損していると所属長が認めたとき

### (被服等の返還)

第4条 職員は、第2条に規定する業務を担当しなくなったときは、貸与された被服等を返還するものとする。ただし、貸与した被服等が著しく損傷又は汚損していると所属長が認めたときは、この限りではない。

### 付 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

所 属	対 象 業 務	貸 与 被 服 等
人権平和推進課	貸付返済金徴収業務	冬作業外衣
市民第1課	フロアマネージャー業務	夏事務服
高齢者医療保険課	後期高齢者医療保険料徴収業務	冬作業外衣
地域防犯課	安全・安心パトロール業務	作業服、冬作業外衣